

## 環境影響評価審査書に対する事業者の主な対応

037	NKK電子デバイス研究所建設事業	
項目	審査書の指摘事項	事業者の対応
総括事項	<p>シランガス等の多種の特殊材料ガスを使用する計画となっているので、施設面、管理面で二重、三重の安全対策を施す等、最大限の努力を行う必要がある。また、化学物質による環境汚染、災害事故等の未然防止を十分に図るとの観点に立って、適切に対応する必要がある。</p> <p>緑化対策については、田園的風景のなかに研究所を建設しようとするものであるので、一層の充実を図り、良好な環境を創出するよう心がける必要がある。</p>	<p>装置は操作が容易で、仮に異常事態が発生した場合や誤操作が起きた場合でも、いち早くそれを感知して、自動的に災害や事故の発生を回避するインターロック機構をもつものとし、停電時でも作動するようにするなど、二重、三重の安全装置を設置する。また、化学物質に関しては、環境安全協定を締結することにより、環境汚染、災害事故等を未然に防止するように努める。</p> <p>緑化計画については、研究所建物と県道間の緑地を当初の案より20m拡大し、また、「いこいの森」や小動物のためのミニサンクチュアリを設ける。</p>
騒音	<p>騒音源が設置される室の内装及び外壁材の種類、開口部の大きさ等を具体的に設定し、また各室の形状に適した予測式を用いて予測を行うこと。</p>	<p>室の形状、構造を具体的に設計して、室の形状に応じた予測式を用いて予測した結果、敷地境界においていずれも規制基準を下回っている。</p>
動物・植物	<p>敷地内の調整池を活用して、多様な動物が生息できるように検討すること。</p> <p>敷地外周に幅10m以上の連続した緑地を設けることになっているが、県道吉岡海老名線沿いについては付近住民が接する機会も多く、緑地の幅を極力広くし、質的、量的にも豊かな緑となるよう緑化計画を検討すること。</p>	<p>雨水調整池の一部に水場を設け、周辺に食餌木を植栽するなど、小動物に配慮したミニサンクチュアリとして整備する。</p> <p>建物の位置を移動するなどして、県道側及び南側の市道沿いは緑地幅30～40mを確保し、各種の樹木の植栽を行い、また、緑地の一部に花木や落葉樹を主体とした「いこいの森」をつくり、地域の人々にも開放する。</p>
景観	<p>「有馬のハルニレ」の方向の緑地空間の拡大や、開放的な植栽を行うなどの方策について検討すること。また、北側からの景観についても変化とうるおいのあるように建物の形態、外壁の色彩計画について検討すること。</p>	<p>建物の位置を東に移動させるなどして、緑地空間の拡大や植栽する樹木の高さや種類を工夫し、「有馬のハルニレ」方向からの景観を開放感が得られるようにする。また、建物北側には常緑高木を主体とした植栽を行い、森の中に立つ研究所の景観が形成されるようにし、建物の色彩は周辺の緑とマッチしたアイボリー系とする。</p>
安全	<p>社員用の駐車場台数は、社員の15.7%となっており、類似の研究所と比べて比較的少なく、最寄駅との間に専用バスを運行して対応するなどとしているが、社員の通勤対策の実効性を具体的に明らかにする必要がある。</p>	<p>従業員の通勤対策として海老名駅及び長後駅との間に10便の専用バスを運行する。マイカー通勤は許可を受けた者のみとし、従業員に対する指導とパトロールの実施により、路上駐車による周辺地域への悪影響がないようにする。また、将来駐車場の増設が必要な場合は、景観に配慮し、駐車場を立体化する。</p>
日照障害	<p>研究所建物の高さは約19mで、北側の敷地境界から最小17mと近接しており、北側隣接地の日照を阻害するおそれがあり、建築物による日影の影響を検討すること。</p>	<p>北側隣接地の畑について、将来建築物が建築される場合を想定して、市の宅地開発等に関する指導要綱の基準で検討した結果、エネルギー棟屋上部分の北側防音壁を10m後退させて対応する。</p>

<p>その他</p>	<p>特殊材料ガスの除害方法について、ガスの種類ごとに除害剤の種類、除害装置の能力等について具体的に検討すること。</p> <p>特殊材料ガス漏洩時の検知システムについて、ガスの種類に適合した検知方法や設置位置を選択する必要があるので、具体的に検討すること。</p> <p>特殊材料ガスの配管の安全性について、配管が1階から2階の広範囲にわたることから、地震時等の安全性について検討すること。</p>	<p>特殊材料ガスの種類ごとに処理方法を具体的に検討した結果、技術的に確立されており、実績もある吸着や化学反応で処理する乾式方式で行う。</p> <p>将来使用する可能性のあるガスを含め、ガスごとに漏洩検知器の設置場所、検知原理、警報設定濃度等を明らかにした。検知器は、各所に設置し、一つの検知器にトラブルがあっても、他の検知器がカバーするように配置し、検知濃度も、一次警報としてガスの許容濃度、二次警報として一次警報の3倍の値とし、二次警報は、緊急遮断弁及び除害装置と連動し、ガス遮断するとともに、除害装置に導く。</p> <p>配管は、露出配管でメンテナンスが容易に行えるようにし、床貫通部にはスリーブを通し、また、配管に曲がりをつけるなど、地震時等の外力を吸収できるようにする。配管を設置する室は全てガス漏洩検知器を設置し、万一ガスが漏洩した場合は、緊急遮断弁により自動的にガスを遮断し、除害装置で除去する。</p>
------------	--	---